

## 札幌市 2 段階式指名選考方式実施要綱

平成 15 年 1 月 22 日 財政局理事決裁

平成 16 年 1 月 8 日 一 部 改 正

平成 18 年 9 月 27 日 一 部 改 正

平成 19 年 9 月 28 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市工事等被指名者選定基準(平成 15 年 1 月 22 日財政局理事決裁。以下「選定基準」という。)に基づく指名競争入札の被指名者の選定における 2 段階式指名選考方式について定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 札幌市内部委員会等に関する規程(昭和 57 年訓令第 11 号)別表 1 に定める札幌市工事等被指名者選考委員会(以下「指名委員会」という。)に付議される工事等を対象とする。

ただし、選定基準第 6 条第 3 項に該当する工事等は除くものとする。

(2 段階式指名選考方式の実施)

第 3 条 2 段階式指名選考方式の処理は、2 段階式指名選考システムを使用して第 1 段階の被指名業者(以下「被指名候補者」という。)から選定基準第 6 条第 1 項に定める被指名者を選定する方法により行うものとする。

2 前項に定める被指名候補者の数は、設計金額の区分に応じてそれぞれ次の各号に定めるところによる。ただし、委員会が妥当と認めるときは、次の各号に満たない被指名候補者の数を定めることができる。

	500 万円未満	13 以上
500 万円以上	3,000 万円未満	18 以上
3,000 万円以上	15,000 万円未満	23 以上
15,000 万円以上	30,000 万円未満	29 以上
30,000 万円以上		34 以上

3 被指名候補者の選定は、各工事等担当部において行い、指名委員会において了承を得るものとする。

4 指名選定過程の客観性、透明性を高めるため、工事等担当部は被指名者を選定する際、札幌市工事等被指名者選定基準第 4 条に基づき、被指名候補者の選定理由、選定過程について、工事等の概要とともに指名業者選考調書に記載するものとする。

5 指名委員会における 2 段階式指名選考の処理は、原則として次の手順により行うものとする。ただし、無作為性及び客観性の確保が可能であって、指名委員会が次の手順以外により 2 段階式指名選考の処理を行うことを決定したときは、当該手順によってこれを行うことができる。

被指名候補者について、提案案件ごとに指名委員会の了承を得た後、指名候補者名を 2 段階式指名選考システムに登録する。

2 段階式指名選考システムにより、被指名候補者から無作為に抽出を繰り返し、抽出した業者数が選定基準第 6 条第 1 項に定める被指名者数になるまで、被指名候補者の抽出を行う。

前号におけるシステムの操作は、委員長又はその指名した委員が各委員の面前で行う。

その結果を指名委員会として確認し、当該指名選考を確定させる。

- 6 2段階式指名選考の処理に当たり、指名委員会委員及び事務局職員以外の者を当該処理の補助者として指名委員会に出席させる必要がある場合には、指名委員会委員の合議によるものとする。  
(選考過程等の記録)

第4条 2段階式指名選考の処理の経過(被指名候補者、最終的な被指名者等)は、被指名者選考調書に明記することとする。

- 2 第2条ただし書の規定により指名委員会が、2段階式指名選考の方法によらないとした場合は、2段階式指名選考の方法によらないこととした旨及び理由を被指名者選考調書に明記するものとする。

- 3 第3条第6項の規定により、当該処理の補助者を指名委員会に出席させた場合は、出席させた者の職氏名及び理由を指名委員会の指名業者選考記録に明記するものとする。  
(委任)

第5条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成15年1月22日から施行する。
- 2 この要綱は平成15年1月24日以後に指名委員会に付議する業務から適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成16年1月9日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

この要綱は平成18年9月29日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

この要綱は平成19年9月28日以後に指名委員会に付議する工事等から適用する。